

213人慰謝料増額

原発避難者 いわき訴訟 東電に賠償命令

総額 6億1000万円

東京電力福島第1原発事故で避難指示を受けた8市町村の住民ら77世帯216人が、東電に約133億円の損害賠償を求めた集団訴訟の判決が22日、地裁いわき支部で言い渡され、島村典男裁判長は原告213人に約6億1千万円の賠償を命じた。原則として避難区域の原告に150万円、第1原発半径20〜30キロの原告に70万円を上乗せし、既存の枠組みを超える賠償を認めた。

【28面に判決要旨、31面に関連記事】



地裁いわき支部前で旗を掲げる原告団の弁護士ら=22日午後2時15分ごろ、いわき市

全国で提訴されている約30件の同種訴訟では7件目、県内では昨年10月の福島地裁に続く2件目の判決。過去の判決はいずれも東電に慰謝料の増額を命じている。結審済みの訴訟ではこの日が最後の判決のため、原発事故を巡る司法判断の一つの区切りとして注目された。

津波対策不備は認めず

判決骨子

- 東京電力には福島第1原発事故の賠償責任がある。213人に計約6億1000万円を支払え
- 原告らは平穏な生活を害され、過酷な避難生活を強いられるなど精神的損害を受けたのは明らかだ。ふるさと喪失と避難の慰謝料を合わせて認める
- 東電が津波到来の現実的な可能性はないと認識していたとしても、著しく合理性が欠けるとは認められず、慰謝料増額の理由にはならない

原告は、古里での生活を破壊されたとして1人当たり2千万円の「ふるさと喪失慰謝料」、月額50万円の「避難慰謝料」などを請求。島村裁判長は「二つの慰謝料を明確に分けるのは困難」と判断し、事故前後の

生活の変化などを基に慰謝料を算定した。住民1人当たりの慰謝料は1600万〜2500万円が妥当としたが、東電が既に支払った分を差し引き、原則150万〜70万円を上乗せした。事故時に県外在住や生まれていなかった3人の請求は棄却した。東電が2008(平成20)年4月までは大津波の到来を予測できた可能性があると認め、具体的な対策を取らなかったことが「著しく合理性が欠けるとして認められない」とした。

原告は、裁判の長期化を避けて早期の被害救済を図

るために東電だけを被告とした。判決を受け、東電は「内容を精査して対応を検討する」とコメント。原告側は「認められた慰謝料の水準が低すぎる」などと批判している。